

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年6月10日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	
	<input checked="" type="radio"/> 知事	<input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県	
3. 市区町村名		
4. 届出番号	7	
5. 独自利用事務の事例番号	120-1	
6. 独自利用事務の対象者	スモン、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎又はプリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)の患者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和6年7月19日	
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない	
9. 評価書番号		
10. 保護評価書の名称		
11. 保護評価書のURLリンク		
12. 委任関係		

執行機関名 神奈川県知事

難病患者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性すい炎又はプリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。)の患者に対する医療の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の8の項 スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性すい炎又はプリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。)の患者に対する医療の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律 第1条	神奈川県特定疾患医療給付実施要綱 第1
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、【難病の患者】に対する【良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図る】ことを	第1 目的 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)に基づく医療費助成制度が平成27年1月1日から施行されることに伴い、難病法の施行前に特定疾患治療研究事業で対象とされてきた特定疾患のうち、難病法に基づく特定医療費の支給対象となる指定難病(難病法第5条第1項に規定する指定難病をいう。以下同じ。)以外の疾患については、治療が極めて困難であり、かつ、その医療費も高額であるため、特定疾患治療研究事業
⑦独自利用事務の関連規範		神奈川県特定疾患医療給付実施要綱